

令和元年度生活習慣病重症化予防訪問事業業務委託
一般競争入札説明書

【内訳】

入 札 説 明 書
仕 様 書

令和元年8月

茨城県後期高齢者医療広域連合

入 札 説 明 書

令和元年8月16日に公告した令和元年度生活習慣病重症化予防訪問事業業務委託に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

令和元年度生活習慣病重症化予防訪問事業業務委託

(2) 委託業務の内容

令和元年度生活習慣病重症化予防訪問事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

(4) 納入場所

仕様書で指定する場所

(5) 入札方法

ア 入札書に記載する金額は、入札説明書等の別添「令和元年度生活習慣病重症化予防訪問事業業務委託設計書」（金抜き）（以下「金抜き設計書」という。）の項目ごとに1件あたりの単価（小数点第2位まで記入）とする。

イ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1件あたりの単価の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 茨城県内の地方公共団体、全国の地方公共団体及び全国の後期高齢者医療広域連合のいずれかが発注する同類業務に係る業務委託について、受注実績がある者であること。

(2) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者

- イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
- オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）に関する質疑応答書提出場所

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階
茨城県後期高齢者医療広域連合 総務企画課
電話 029-309-1211
FAX 029-309-1126

- (2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

- (3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から令和元年8月26日（月）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務企画課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後4時までの間において行うものとする。

- (4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX又はEメールにより質疑応答書を提出すること。

Eメールアドレス：k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から令和元年8月26日（月）午後4時まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

- (5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の交付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記3(3)で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求めたときは、これに応じなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書

② 契約実績証明書

③ 申出書

(6) 一般競争入札参加資格審査結果

一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、令和元年8月28日（水）までに審査結果通知書を発送する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和元年9月4日（水） 午前10時30分

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所

(8) 入札の辞退

3(1)に示す入札書の提出場所へ郵送又は持参により、開札日時までに到着するように、辞退届を提出するものとする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成21年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第4号。以下「財務規則」という。）第134条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。

ただし、財務規則第161条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第139条各号のいずれかに該当する場合は、入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第135条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(別添)

令和元年度生活習慣病重症化予防訪問事業業務委託設計書

項目	業務内容	見込み件数	単価金額(税抜)
1	電話番号調査	1,000	
2	受診状況電話調査	360	
3	訪問指導	80	
	※各単価に業務に係る諸費用含む		

令和元年度生活習慣病重症化予防訪問事業業務委託仕様書

1 件 名 令和元年度生活習慣病重症化予防訪問事業業務委託

2 委託期間 契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

3 業務の概要

この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務（以下「本業務」という。）は以下のとおりとする。

(1) 電話番号調査

乙は、甲から提供された候補者リストを基に受診状況電話調査候補者の電話番号を調査し、電話番号調査の結果（以下「電話番号調査票」という。）を甲に提出すること。

(2) 受診状況電話調査

電話番号調査により、電話番号を把握できた対象者に対し、甲から提示された優先順位に基づき受診状況電話調査を行うこと。

調査時期は「令和元年度生活習慣病重症化予防事業業務」における勧奨通知書発送後とし、調査の内容については、勧奨通知後の受診の有無（直近の医療機関受診状況）や未受診の理由を確認し、調査結果に応じて異常値放置の危険性や治療の中断の危険性について説明すること。

また、受診状況電話調査により訪問指導が必要と判断された対象者に対し、訪問指導についての同意を得ること。その際乙は、甲に対象者の同意結果の名簿（以下「訪問同意票」という。）を提出すること。

受診状況電話調査は、保健師又は看護師等の専門の資格を有している者（以下「指導員」という。）とし、対象者及び家族からの質問や問合せがあった際にはこれに応じること。なお、「令和元年度生活習慣病重症化予防事業業務」における勧奨通知書の内容を十分把握しておくこと。

電話調査内容の詳細については、甲乙協議のうえ決定すること。

(3) 訪問指導

受診状況電話調査により訪問について同意を得た対象者に対し、訪問指導を行うこと。訪問回数は1回とする。対象者に対し直近の医療機関受診状況を確認し、対象者の状況に応じて異常値放置の危険性や治療の中断の危険性について指導すること。

指導内容の詳細については、甲乙協議のうえ決定すること。

●留意点

- ① 電話にて対象者と日程等の調整を行い、訪問指導を実施すること。
- ② 訪問指導は指導員が行うこと。なお、指導員は必ず「令和元年度生活習慣病重症化予防事業業務」における勧奨通知書の内容により受診状況及び健康状態、受診状況電話調査内容を十分把握すること。
- ③ 対象者が病状や受診の必要性についてどれだけ認識しているかを把握し、生活習慣病を放置する場合の危険性について指導を行うこと。
- ④ 身体状況等の観察等を行い、対象者の生活に適した助言や知識の提供を行うこと。
- ⑤ かかりつけ医の確認を行い、かかりつけ医の重要性及び上手な医者のかかり方の助言を行うこと。具体的な指導に当たっては、適切な受診を妨げないよう十分に留意すること。
- ⑥ 家族からの質問や相談に答えるとともに、健康相談を受けた時はこれに応じること。
- ⑦ 指導員が訪問指導を行う場合は、必ず記名票を着用するとともに身分を証明出来るものを携帯すること。
- ⑧ その他、必要に応じて健康及び医療に関する指導、助言を行うこと。

(4) 受診状況電話調査票、訪問指導票、受診状況電話調査結果報告書及び訪問指導結果報告書等の作成並びに提出

- ① 受診状況電話調査の内容（直近の医療機関受診状況、未受診の理由等）を記録した受診状況電話調査票の作成、保存を行うこと。
- ② 訪問指導の内容（直近の医療機関受診状況、対象者の生活状況等）を記録した訪問指導票の作成、保存を行うこと。
- ③ 受診状況電話調査及び訪問指導が完了したときは、速やかにその結果を集計、分析して結果報告書としてまとめること。
- ④ 上記①、②及び③について、紙媒体及び電子媒体にて甲に提出すること。また、その様式及び項目等については甲と協議すること。
- ⑤ その他、甲が業務遂行に必要と判断し、作成を指示した書類を提出すること。

4 指導員の確保等

(1) 指導員の確保

乙は、業務主任担当者のほか、保健師、看護師等の専門資格を有している指導員を確保し、統一的な指導を行えるよう研修等を実施し、委託期間中従事させること。

(2) 指導員名簿の提出

乙は、指導員の氏名及び資格を記載した名簿を事前に提出し、甲の了承を得ること。また、委託期間中に変更等がある場合も同様とする。

(3) 資格証等の写しの提出

乙は、業務に携わる全指導員の資格証等の写しを提出すること。また、委託期間中に新たに指導員となった者についても同様とする。

5 提供データ

(1) 対象者データ

受診状況電話調査候補者リスト（糖尿病疾患あり＋その他生活習慣病あり）
提供データ最大 2,000 人

(2) 除外者データ

6 委託数量

(1) 電話番号調査 電話番号が把握できた対象者 1,000 人を上限とする。

(2) 受診状況電話調査 調査内容を把握できた対象者 360 人を上限とする。

(3) 訪問指導 指導できた対象者 80 人を上限とする。

7 委託条件

(1) 乙は、本契約業務の実施に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。

(2) 乙は、本契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。

(3) 取り扱う個人情報に厳重に管理し、その保護に配慮した十分な体制を整えること。

(4) 業務中のトラブル発生に際しては、事業所内のバックアップ体制を整え、迅速な対応ができること。

8 監督員及び検査員

乙が行う請負業務の検査を行うために、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号）第 173 条第 1 項及び第 174 条第 1 項の規定に基づき、甲に監督員及び検査員を置くものとする。

検査員 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課長

監督員 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課保健資格班員

9 成果品等の帰属

委託業務の履行に伴い発生する成果品及びデータ等の所有権は、すべて甲に帰属する。

10 データの保護

乙は、本契約を履行するために甲から提供を受けた記録媒体（以下「受領データ」という。）又は受託者自ら作成する記録媒体若しくは印刷物等（以下「作成データ」

という。)の安全対策を講じるほか、次の事項について措置すること。

- (1) 乙は、受領データ及び作成データ（以下「データ等」という。）について契約期間終了まで善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、受領データについてはインターネットに接続されていない環境のもとで厳重に保管するものとする。
- (2) 乙は、受領データについて委託業務の履行上、不要となった時点で遅滞なく返還するものとする。
- (3) 磁気媒体によるデータ等の移送についてはデータの暗号化を施すこととする。
- (4) 作成データは委託業務の履行上、不要となった時点で確実な方法をもって消去し、又は廃棄しなければならない。
- (5) データ等の授受は、情報提供確認書等の書面をもって両者確認の上で行うものとする。
- (6) 乙は、委託業務にかかるデータ等を受託業務以外の目的に使用してはならない。
- (7) 個人情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する措置を講じるとともに、口頭及び書面でその状況を報告し、甲の指示を受けるものとする。

11 個人情報保護等

- (1) 個人情報の取扱い、守秘義務等
 - ① 本業務に従事する者に対して、個人情報保護に関する研修等を行うとともに、個人情報取扱特記事項（別記）を遵守すること。
 - ② 乙は、個人情報の守秘義務に関するセキュリティ計画書を事前に甲に提出しなければならない。
- (2) データ等の返還義務
 - ① 乙は、この契約が終了したとき、またはこの契約が変更若しくは解除されたときは、甲の指示に従い、個人情報、データ、ドキュメント及びプログラム等の返却・廃棄等の措置をとらなければならない。
 - ② 乙は、委託業務の処理に伴い生じる中間ファイルについては、甲の指示のあったものを除くほか、当該業務終了後、速やかに廃棄しなければならない。
 - ③ データ等の廃棄は、焼却・裁断・消去等当該データが第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。
- (3) その他
 - ① データの管理等については、十分なセキュリティ体制を整えていること。
 - ② データ等の取得・使用・破棄の状況を明らかにするため、すべての業務終了後、甲に対し任意の様式により報告書を提出すること。

12 契約金の支払

契約は単価契約とし、業務完了後検査を行い、出来高に応じて支払うものとする。

13 注意事項

- (1) 成果品の作成の工程において特許等にかかる技術を使用する場合において、乙の責任においてその特許等の使用の許可を得るとともに、その費用は乙が負担するものとする。
- (2) 甲の電算処理スケジュールの都合により作業工程に変更が生じた場合は、別途協議の上、行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度協議の上処理する。

14 本仕様書の対応窓口

住 所	〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地	ミオス1階
連絡先	茨城県後期高齢者医療広域連合	
担当課	事業課 保健資格班	
電 話	029-309-1212	
F A X	029-309-1126	